

(耐震建築人材育成プロジェクト仮訳)

建設工物品質管理条例

(2000年1月10日、国務院第25回常務会議にて可決、2000年1月30日に施行)

第一章 総則

第一条 建設工物品質に対する管理強化、建設工物品質保証、人民の生命と財産の安全の保護を目的とし、『中華人民共和国建築法』に基づき、本条例を定める。

第二条 中華人民共和国の国内において新築、拡張、改築などの建設工事に従事し、建設工物品質に対する監督・管理を実施する場合、本条例を必ず遵守しなければならない。

本条例で称する建設工事とは、土木工事、建築工事、線路・パイプライン・設備据付工事および内装工事を指す。

第三条 建設業者、現地調査業者、設計業者、施工業者および工事監理業者は、法律に照らして建設工物品質に対する責任を負う。

第四条 県級以上の人民政府の建設行政主管部門およびその他の関連部門は、建設工物品質に対する監督・管理を強化しなければならない。

第五条 建設工事に従事する場合、基本的な建設手順を厳格に守り、現地調査・設計、施工の順序で行わなければならない。

県級以上の人民政府およびその関連部門は、その権限を超えて建設事業の承認審査を行ったり、無断で基本的な建設手順を簡素化してはならない。

第六条 国は、先進的な科学技術と管理法の採用を奨励し、建設工物品質向上を図る。

第二章 建設業者の品質に対する責任と義務

第七条 建設業者は、工事を相応の能力等級を持つ事業者が発注しなければならない。

建設業者は、建設工事の分離・分割発注をしてはならない。

第八条 建設業者は、工事プロジェクトの現地調査・設計、施工、監理および建設工事に関わる重要な設備、材料などの調達について、法律に照らして入札募集を行うものとする。

第九条 建設業者は、現地調査・設計、施工、工程監理などの事業者は、建設工事に関わる原始資料を必ず提供しなければならない。

原始資料は、必ず真実、正確かつ万全なものでなければならない。

第十条 建設工事を発注する事業者は、競争入札において請負者にコストを下回る価格で落札させたり、工期を不適當に縮めてはならない。

建設業者は、工事強制基準に違反するよう設計業者または施工業者に明示または暗示し、建設工物品質を下げてはならない。

第十一条 建設業者は、施工図・設計書を県級以上の人民政府の建設行政主管部門またはその他の関連部門に報告した上で、その審査を受けるものとする。施工図・設計書の審査の詳細を定めた規則は、国務院の建設行政主管部門が国務院のその他の関連部門と協同で制定する。施工図・設計書が審査・承認を受けていない場合、これを使用してはならない。

第十二条 建設業者は、監理を行う建設工事について、相応の能力等級を持つ工事監理業者に監理を委託するものとする。また、相応の工事監理の能力等級を持ち、かつ監理工事の施工請負業者と隷属関係またはその他の利害関係を持たない当該工事の設計業者に委託して監理を行ってもよい。

以下の建設工事について、必ず監理を実行しなければならない。

- (一)国の重点建設工事。
- (二)大型・中型の公共事業工事。
- (三)住宅団地の総合的な開発・建設工事。
- (四)外国政府または国際的組織による貸付、援助資金を利用した建設工事。
- (五)国が監理を義務付けるその他の工事。

第十三条 建設業者は、施工許可証または着工報告書を受領する前に、国の関連規定に従い工事品質の監督手続を行うものとする。

第十四条 建設業者は、自ら建材、建築部材・部品、設備を調達する場合、契約書の約定に従い、建材、建築部材・部品、設備が設計書と契約書の要求を満たすことを保証するものとする。

建設業者は、施工業者に対し、不合格の建材、建築部材・部品、設備を使用するよう明示または暗示してならない。

第十五条 躯体と荷重負荷構造の変動に係る内装工事について、建設業者は、施工前にもとの設計業者または相応の能力等級を有する設計業者に設計案を提出しなければならない。設計案がない場合、施工してはならない。

建物の使用者は、改修の過程において、建物の躯体と荷重負荷構造を無断で変更してはならない。

第十六条 建設業者は、建設工事の竣工報告書を受け取った後、設計、施工、工事監理などの事業者を集めて、工事検収を行うものとする。

建設工事の検収に合格するためには、以下の条件を備えなければならない。

- (一)建設工事設計と契約で定められた各項内容を完成する。
- (二)万全な技術書類および施工管理資料がある。
- (三)工事に使用する主要建材、建築部材・部品、設備について、納入時の確認検査報告書がある。
- (四)現地調査・設計、施工、工事監理などの事業者がそれぞれ締結した品質合格証明書がある。
- (五)施工業者が締結した工事保証書。

建設工事が検収に合格した場合、引渡しと使用を行うことができる。

第十七条 建設業者は、国の書類管理に係る規定に厳格に照らして、建設事業の各部分に係る文書・資料を適時に収集、整理し、建設事業の書類を整えとともに、建設工事の検収後、建設行政主管部門またはその他の関連部門に建設事業の書類を引渡さなければならない。

第三章 現地調査・設計業者の品質に対する責任と義務

第十八条 建設工事の現地調査・設計に従事する事業者は、法に照らして相応の等級の能力証書を取得し、その能力等級が許可する範囲内で工事を請け負うものとする。

現地調査・設計業者が、その能力等級が許可する範囲を超える、またはその他の現地調査・設計業者の名義で工事を請け負うことを禁ずる。現地調査・設計業者がその他の事業者または個人が本事業者の名義で工事を請け負うのを許可することを禁ずる。

現地調査・設計業者は、請け負った工事に対して工事の譲渡または違法な下請けを行ってはならない。

第十九条 現地調査・設計業者は、必ず工事強制基準に従って現地調査・設計を行い、現地調査・設計の品質について責任を負わなければならない。

登録建築士、登録構造エンジニアなどの有資格者は、設計書に署名し、これについて責任を負うものとする。

第二十条 現地調査業者が提供する地質、測量、水文などの成果物は、必ず真実かつ正確で

なければならない。

第二十一条 設計業者は、現地調査の成果文書に基づき、建設工事設計を行わなければならない。

設計書は、国家が規定する設計内容の深さの要求に適合し、工事の合理的な供用年数を明記しなければならない。

第二十二条 設計業者は、設計書に使用する建材、建築部材・部品、設備の規格を明記しなければならない。型番、性能などの技術指標、その品質要求は必ず国家規定の基準に適合しなければならない。

設計業者は、特別な要求のある建材、専用設備、工法の生産ラインがある場合を除き、メーカー、サプライヤーを指定してはならない。

第二十三条 設計業者は、審査に合格した施工図・設計書について、施工業者に詳細な説明を行うものとする。

第二十四条 設計業者は、建設工事の品質事故の分析に参加し、設計に起因する品質事故に対し、技術的方策を提出しなければならない。

第四章 施工業者の品質に対する責任と義務

第二十五条 施工業者は、法に従い相応の等級の能力証書を取得し、その能力等級が許可する範囲内において工事を請け負うものとする。

施工業者が自らの能力等級が許可する業務範囲を超えて、またはその他の施工業者の名義で工事を請け負うことを禁ずる。施工業者がその他の事業者または個人に対し、自己の名義で工事を請け負わせることを禁ずる。

施工業者は、工事に対して工事の譲渡または違法な下請けを行ってはならない。

第二十六条 施工業者は、建設工事の施工の品質に対して責任を負う。

施工業者は、品質責任制度を樹立し、工事プロジェクトのマネジャー、技術責任者および施工管理責任者を確定しなければならない。

建設事業を総合的に請け負う場合、総合建築請負業者は、建設工事全体の品質について責任を負うものとする。建設地盤調査、設計、施工、設備調達のうち一項目または複数項目を請け負う場合、総合建築請負業者は、請け負う建設工事または調達する設備の品質に対して責任を負わなければならない。

第二十七条 総合建築請負業者が法律に照らして建設工事をその他の事業者の下請けに出す場合、下請け業者は、下請け契約の定めに従い、総合建築請負業者に対し、下請け工事の品質について責任を負い、総合建築請負業者は、下請け工事の品質に対して連帯責任を負うものとする。

第二十八条 施工業者は、必ず工事の設計図と施工技術基準に則り施工を行わなければならない。無断で工事の設計を修正したり、手抜き工事を行ってはならない。

施工業者は、施工の過程において設計書と設計図にミスを発見した場合、直ちに意見や修正案を提示しなければならない。

第二十九条 施工業者は、必ず工事の技術設計の要求、施工技術基準および契約の定めに従い、建材、建築部材・部品、設備およびコンクリート商品の検査を行うものとする。検査は、書面での記録と責任者の署名を付けるものとし、検査を経ていない、または検査で不適合だった場合、これらを使用してはならない。

第三十条 施工業者は、必ず施工品質の検査制度を整えるとともに、プロセス管理を厳しくし、埋設工事の品質検査と記録を確実に行うものとする。施工業者は、埋設工事を隠ぺいする前に、建設業者および建設工事の品質監督機構にその旨を通知しなければならない。

第三十一条 施工業者は、構造の安全に係るテストブロック、テスト資材および関連材料につい

て、建設業者または工事監理業者の監督の下で現場サンプリングを行い、相応の能力等級を有する品質検査業者に発送して検査を行うものとする。

第三十二条 施工業者は、施工中に品質問題が発生した建設工事または検収の結果が不合格であった建設工事について、責任をもって再修理を行うものとする。

第三十三条 施工業者は、研修制度を整え、従業員の教育研修を強化しなければならない。研修または試験において不適格とされた従業員は作業を行ってはならない。

第五章 工事監理業者の品質に対する責任と義務

第三十四条 工事監理業者は、法に従い相当の等級の能力証書を取得し、その能力等級が許可する範囲内で工事監理業務を請け負うものとする。

工事監理業者が、自己の能力等級が許可する範囲を超える、またはその他の工事監理業者の名義で工事監理業務を請け負うことを禁ずる。工事監理業者が、その他の事業者または自らの名義で工事監理業務を請け負うことを禁ずる。

工事監理業者は、工事監理業務を譲渡してはならない。

第三十五条 工事監理業者は、監理を受ける工事の施工請負業者および建材、建築部材・部品、設備のサプライヤーと隷属関係またはその他の利害関係にある場合、当該建設工事の監理業務を請け負ってはならない。

第三十六条 工事監理業者は、法令および関連の技術基準、設計書ならびに建設工事請負契約に照らし、建設業者を代表して、施工品質に対する監理を行うとともに、施工品質に対する監理責任を負うものとする。

第三十七条 工事監理業者は、相応の資格を有する総監理技術者および監理技術者を選抜・派遣し、施工現場に駐在させなければならない。

工事において、監理技術者の署名なくして、建材、建築部材・部品、設備を使用または据え付けてはならず、施工業者は、次の施工プロセスに進んではならない。建設業者は、総監理技術者の署名なくして、工費の支払い、検収を行ってはならない。

第三十八条 監理技術者は、工事監理規範の要求に従い、現場監視、巡視、並行検査などの形で、建設工事の監理を行わなければならない。

第六章 建設工事の品質保証

第三十九条 建設工事において、品質保証制度を実行する。

建設工事の請負業者は、検収報告書を建設業者に提出するとき、建設業者に品質保証書を発行しなければならない。品質保証書は、建設工事の保証範囲、保証期間および保証責任を明確に記さなければならない。

第四十条 正常に使用できる条件の下で、建設工事の最低保証期間は以下のとおりとする。

(一) インフラ工事、建物の地盤・基礎工事および主体構造の工事については、設計書が規定する当該工事に係る対象構造物の合理的な供用年数とする。

(二) 屋上の防水工事、防水の規定のあるトイレ、部屋と外壁面からのしみ・漏れ防止は、5年とする。

(三) 暖冷房システムについては、2回の採暖期、採冷期を設ける。

(四) 電気配線、給水・排水パイプライン・設備据付と内装工事について、2年とする。

その他のプロジェクトの保証期間は、発注者と請負者が取り決める。

建設工事の保証期間は、検収に合格した日から起算する。

第四十一条 施工業者は、建設工事について保証範囲、保証期間内に品質問題が発生した場合、保証義務を履行し、もたらされた損失について賠償責任を負うものとする。

第四十二条 建設工事に係る建築物が合理的な使用年数を超えた後、継続して使用する必

要がある場合、その不動産所有者は、相応の能力等級を持つ現地調査・設計業者の診断を経て、その結果に従い補強、補修などを行った上、使用期間を再び設定する。

第七章 監督と管理

第四十三条 国は、建設工事の品質監督・管理制度を実行する。

国務院の建設行政主管部門は、全国における建設工事の品質に対して統一的な監督・管理制度を実施する。国務院の鉄道、交通、水利などの部門は、国務院の規定に従いそれぞれ職責を果たし、全国における建設工事の品質に係る監督・管理に対する責任を負うものとする。

県級以上の地方人民政府の建設行政主管部門は、自己の行政区における建設工事の品質に対する監督・管理を実施する。県級以上の地方人民政府の交通、水利などの部門は、それぞれの職責の範囲において、当行政区内の専門的な建設工事の品質の監督管理に対する責任を負う。

第四十四条 国務院の建設行政主管部門および国務院の鉄道、交通、水利などの部門は、建設工事の品質に係る法令および強制基準の実行状況に対する監督と検査を強化しなければならない。

第四十五条 国務院の発展計画部門は、国務院が規定する職責に従い、査察特派員を組織し、国家が出資する重大建設事業について監督・検査を実施する。

国務院の経済貿易主管部門は、国務院が規定する職責に従い、国の重大技術改造プロジェクトに対する監督・検査を行う。

第四十六条 建設工事の品質の監督・管理は、建設行政主管部門またはその他の関連部門により委託される建設工事の品質監督機構が実施することができる。

建物の建築工事および市政府のインフラ工事の品質監督に従事する機構は、国の関連規定に従い、国務院の建設行政主管部門または省、自治区または直轄市の人民政府の建設行政主管部門の審査を経なければならない。専門建設工事の品質監督に従事する機構は、必ず国の関連規定に従い、国務院の関連部門または省、自治区または直轄市の人民政府の関連部門の審査を経なければならない。審査に合格後、品質監督を実施することができる。

第四十七条 県級以上の地方人民政府の建設行政主管部門およびその他の関連部門は、建設工事の品質に係る法令および強制基準の実行状況に対する監督と検査を強化しなければならない。

第四十八条 県級以上の人民政府の建設行政主管部門およびその他の関連部門は、監督と検査の職責を履行するとき、以下の措置を講じる権利を有する。

- (一) 検査を受ける事業者に対し、工事の品質に係る文書と資料の提供を求める。
- (二) 検査を受ける事業者の施工現場の立ち入り検査を行う。
- (三) 工事の品質に影響する問題を発見した場合、是正を命じる。

第四十九条 建設業者は、建設工事の検収に合格した日から 15 日以内に、建設工事の検収報告書と計画書、および公安、消防、環境保全などの部門が発行する認可文書または使用許可の文書を、建設行政主管部門またはその他の関連部門に届け出なければならない。

建設行政主管部門またはその他の関連部門は、検収の過程で建設業者に国の建設工事の品質管理に係る規定に違反する行為があることを発見した場合、使用停止を命じるとともに、再び検収を行う。

第五十条 関連する事業者と個人は、県級以上の人民政府の建設行政主管部門およびその他の関連部門が行う監督と検査に対して支持・協力しなければならない。建設工事の品質の監督・検査員が法に従い職務を行うことを拒否または阻害してはならない。

第五十一条 給水、給電、給ガス、公安もしくは消防などの部門または事業者は、これらが指定するメーカー、サプライヤーの建材、建築部材・部品および設備を購入するよう建設業者、施

工業者に明示または暗示してはならない。

第五十二条 建設工事において品質事故が発生した場合、関連する事業者は、24 時間以内に当地の建設行政主管部門および関連部門にその旨を報告しなければならない。重大な品質事故について、事故発生地の建設行政主管部門およびその他の部門は、事故の類別および等級に照らして、当地の人民政府、上級の建設主管部門およびその他の部門に報告しなければならない。

特に重大な品質事故の調査の手順は、国务院の関連規定に従う。

第五十三条 如何なる事業者および個人も、建設工事の品質事故、品質的欠陥に対して告発、告訴、苦情申出を行う権利を有する。

第八章 罰則

第五十四条 建設業者が、本規定に違反し、相応の能力等級を持たない現地調査・設計および施工の各事業者、または相応の能力等級を持たない工事監理業者に建設工事を発注した場合、是正を命じるとともに、50 万元以上 100 万元以下の罰金を科す。

第五十五条 建設業者が、本規定に違反し、建設工事を分離・分割発注した場合、是正を命じるとともに、工事に係る契約価額の 0.5% 以上 1% 以下の罰金を科す。一部または全てに国有資金を使用するプロジェクトについては、さらにプロジェクトの実行または資金拠出の一時停止を行うことができる。

第五十六条 建設業者が、本規定に違反し、以下のいずれかの行為に該当する場合、是正を命じるとともに、20 万元以上 50 万元以下の罰金を科す。

- (一) 競争入札において工事請負者にコストを下回る価格で落札させた場合。
- (二) 工期を不適当に縮めた場合。
- (三) 工事強制基準に違反するよう設計業者または施工業者に明示または暗示し、工事の品質を下げた場合。
- (四) 施工図・設計書が審査を経ず、または審査に合格せずして、無断で施工した場合。
- (五) 工事監理が義務付けられている建設事業において、工事監理を行わない場合。
- (六) 国家規定に従い工事品質の監督手続を行わない場合。
- (七) 不合格の建材、建築部材・部品および設備を使用するよう施工業者に明示または暗示した場合。
- (八) 国家規定に従い検収報告書、関連の認可文書もしくは使用許可の文書の送付・届出をしない場合。

第五十七条 建設業者が、本条例に違反し、施工許可証を取得せず、または着工報告書の承認を得ることなく無断で施工した場合、施工の停止、期限付きの是正を命じるとともに、工事に係る契約価額の 1% 以上 2% 以下の罰金を科す。

第五十八条 建設業者が、本条例に違反し、以下のいずれかの行為に該当する場合、是正を命じるとともに、工事に係る契約価額の 2% 以上 4% 以下の罰金を科す。損失をもたらした場合、法に従い賠償責任を負う。

- (一) 検収を行わず、無断で引渡し、供用した場合。
- (二) 検収に合格することなく、無断で引渡し、供用した場合。
- (三) 不合格工事を合格工事として検収した場合。

第五十九条 建設業者が、本条例に違反し、建設工事の検収後、建設行政主管部門またはその他の関連部門に建設事業の書類を引渡さない場合、是正を命じるとともに、1 万元以上 10 万元以下の罰金を科す。

第六十条 現地調査・設計、施工または工事監理の各事業者が、本条例に違反し、自己の能力等級を超えて工事を請け負った場合、これらの業者に対し、違法行為の停止を命じ、契約で

定める現地調査費、設計費または監理報酬の1倍以上2倍以下の罰金を科すとともに、業務停止と肅正を命じ、能力等級を下げるができる。情状が重い場合、能力証書を取り上げる。違法所得がある場合、これを没収する。

能力証書を取得せずして工事を請け負った場合、これを取り締まり、前項の規定に準じて罰金を科す。違法所得がある場合、これを没収する。

詐欺的手段でもって能力証書を取得し、工事を請け負った場合、能力証書を取り上げ、本条第一項の規定に準じて罰金を科す。違法所得がある場合、これを没収する。

第六十一条 現地調査・設計、施工、工事監理の各事業者が、本条例に違反し、自己の名義で工事を請け負うことをその他の事業者または個人に許可した場合、是正を命じ、違法所得を没収するとともに、これらの業者に対し、契約で定める現地調査費、設計費または監理報酬の1倍以上2倍以下の罰金を科す。施工業者に対しては、工事に係る契約価額の2%以上4%以下の罰金を科し、業務停止と肅正、能力等級の引き下げを命じることができる。情状が重い場合、能力証書を取り上げる。

第六十二条 請負業者が、本条例に違反し、請け負った工事に対する工事の譲渡または違法な下請けを行った場合、是正を命じるとともに、違法所得を没収する。現地調査・設計の各事業者に対し、契約で定める現地調査費、設計費の25%以上50%以下の罰金を科す。施工業者に対しては、工事に係る契約価額の0.5%以上1%以下の罰金を科し、業務停止と肅正、能力等級の引き下げを命じることができる。情状が重い場合、能力証書を取り上げる。

工事監理業者が工事監理業務を譲渡した場合、是正を命じ、違法所得を没収する上、契約で定める監理報酬の25%以上50%以下の罰金を科し、業務停止と肅正を命じるとともに、能力等級を引き下げる。情状が重い場合、能力証書を取り上げる。

第六十三条 本条例に違反し、以下のいずれかに該当する場合、是正を命じるとともに、10万元以上30万元以下の罰金を科す。

- (一) 現地調査業者が、工事強制基準に従った現地調査を行わない場合。
- (二) 設計業者が現地調査の成果文書に基づき、工事設計を行わない場合。
- (三) 設計業者が建材、建築部材・部品のメーカー、サプライヤーを指定した場合。
- (四) 設計業者が工事強制基準に従った設計を行わない場合。

前項に挙げる行為があり、工事の品質事故をもたらした場合、業務停止と肅正を命じるとともに、能力等級を引き下げる。情状が重い場合、能力証書を取り上げる。損失をもたらした場合、法に従い賠償責任を負う。

第六十四条 施工業者が、本条例に違反し、施工中に手抜き工事をし、不合格の建材、建築部材・部品および設備を使用、または工事設計図もしくは施工技術基準に従わないその他の行為があった場合、是正を命じるとともに、工事に係る契約価額の2%以上4%以下の罰金を科す。建設工事の品質が規定の基準に適合しない場合、手直し、修理を行い、これに伴う損失を賠償する。情状が重い場合、業務停止と肅正を命じるとともに、能力等級を引き下げる、または能力証書を取り上げる。

第六十五条 施工業者が、本条例に違反し、建材、建築部材・部品、設備およびコンクリート商品に対する検査、または構造の安全性に係るテストブロック、テスト資材および関連材料に対するサンプリング検査を行わない場合、是正を命じるとともに、10万元以上20万元以下の罰金を科す。情状が重い場合、業務停止と肅正を命じ、能力等級を引き下げる、または能力証書を取り上げる。損失をもたらした場合、法に従い賠償責任を負う。

第六十六条 施工業者が、本条例に違反し、保証義務を履行しない、または保証義務の履行を遅延した場合、10万元以上20万元以下の罰金を科し、保証期間内に品質的欠陥によりもたらされた損失に対する賠償責任を負う。

第六十七条 工事監理業者に以下のいずれかの行為があった場合、是正を命じるとともに、50 万元以上 100 万元以下の罰金を科し、能力等級を引き下げ、または能力証書を取り上げる。違法所得がある場合、これを没収する。損失をもたらした場合、連帯賠償責任を負う。

(一)建設業者が施工業者と結託して虚偽を弄し、工事の品質を引き下げた場合。

(二)不合格工事、不合格の建材、建築部材・部品および設備を、合格のものとして署名した場合。

第六十八条 工事監理業者が、本条例に違反して、工事の監理を受ける施工請負業者ならびに建材、建築部材・部品および設備のサプライヤーと隷属関係またはその他の利害関係をもって、建設工事の監理業務を引き受けた場合、是正を命じ、5 万元以上 10 万元以下の罰金を科すとともに、能力等級を引き下げ、または能力証書を取り上げる。違法所得がある場合、これを没収する。

第六十九条 躯体または荷重負荷構造の変更に係る内装工事について、本条例に違反し、設計案なしに無断で施工した場合、是正を命じるとともに、50 万元以上 100 万元以下の罰金を科す。建物の使用者が内装の過程において、建物の躯体および荷重負荷構造を無断で変更した場合、是正を命じるとともに、5 万元以上 10 万元以下の罰金を科す。

前項に挙げる行為があり、損失をもたらした場合、法に従い賠償責任を負う。

第七十条 工事の重大な品質事故を起こし、これを報告しない、虚偽報告をする、もしくは報告期限を遅延するなどの行為があった場合、直接的に責任を負う主管者およびその他の責任者は法に従い行政処分を科す。

第七十一条 給水、給電、給ガス、公安もしくは消防の部門または事業者が、自己が指定するメーカー、サプライヤーの建材、建築部材・部品および設備を購入するよう建設業者または施工業者に明示または暗示した場合、是正を命じる。

第七十二条 登録建築士、登録構造エンジニア、登録監理技術者などの有資格者が、本条例に違反し、過失により品質事故をもたらした場合、1 年の業務停止を命じる。重大な品質事故をもたらした場合、営業能力証書を取り上げ、5 年間、公認を取り消す。情状が特に劣悪な場合、生涯にわたって公認を取り消す。

第七十三条 本条例に従い、事業者には罰金や処罰を与える場合、事業者において直接的に責任を負う主管者およびその他の直接的な責任者に対して、事業者に対する罰金額の 5%以上 10%以下の罰金を科す。

第七十四条 建設業者、設計業者、施工業者もしくは工事監理業者が、国家规定に違反し、工事の品質基準を引き下げ、安全に係る重大な事故をもたらす、犯罪を構成した場合、直接的な責任者に対し、刑事責任を追及する。

第七十五条 本条例が規定する営業停止と肅正、能力等級の引き下げ、能力証書の取り上げの行政処罰は、能力証書を発布する機関により決定する。その他の行政処罰は、建設行政主管部門またはその他の部門が法定の職権に従い決定するものとする。

本条例の規定に従い能力証書を取り上げられた場合、工商行政管理部門によりその営業許可証を取り上げる。

第七十六条 国家機関の職員は、建設工事の品質監督作業において職責の軽視、職権の濫用、私利目的の不正行為、犯罪の構成があった場合、法に従い刑事責任を追及する。犯罪を構成しない場合、法に従い行政処分を科す。

第七十七条 建設、現地調査・設計、施工もしくは工事監理の各事業者の職員が、人事異動や定年退職などの原因で当業者を離職した後、当業者での勤務期間に建設工事の品質管理に係る国家规定に違反し、工事の重大な品質事故をもたらしたことが発見された場合、法に従い法的責任を追及するものとする。

第九章 附則

第七十八条 本条例で称する分離・分割発注とは、建設業者が、単一の請負業者により完成すべき建設工事を幾つかの部分に分割し、それぞれを異なる請負業者に発注する行為を指す。

本条例で称する違法な下請けとは、以下に挙げる行為を指す。

(一)総合建築請負業者が、建設工事を相応の能力条件を備えていない事業者の下請けに出す。

(二)建設工事の一括請負契約に定められていないにも関わらず、建設業者の認可を得ず、請負業者がその請け負う部分の建設工事をその他の事業者に委託する形で完成させる。

(三)下請け業者が、請け負った建設工事をさらに下請けに出す。

本条例で称する工事の譲渡とは、請負業者が建設工事を請け負った後、契約で定められた責任と義務を履行せず、それが請け負った全ての建設工事を他者に請け負わせる、またはその請け負った全ての建設工事を分割した後、下請けという名義で、それぞれをその他の事業者に出す行為。

第七十九条 本条例で定める罰金と没収する違法所得は、必ず全て国家金庫に納められなければならない。

第八十条 緊急救済、その他の臨時的な建築物、もしくは農業従事者が自ら建てた低層住宅の建設について、本条例は適用されない。

第八十一条 軍事施設の建設工事の管理については、中央軍事委員会の関連規定に従う。

第八十二条 本条例は、発布日から施行する。

刑法に係る条項

第三百三十七条 建設業者、設計業者、施工業者もしくは工事監理業者が国家規定に違反し、工事の品質基準を下げ、安全に係る重大な事故を起こした場合、直接的な責任者に対し 5 年以下の有期懲役または拘留とともに、罰金を科す。特に重大な結果を招いた場合、5 年以上 10 年以下の有期懲役と罰金を科す。